

(仮称) 新浜田ウィンドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

本事業計画は、島根県浜田市、益田市及び広島県山県郡北広島町において出力約 57,800kW、基数にして最大 17 基程度の風力発電機の導入を目指すものである。

今回、環境影響評価法（以下「法」という。）に基づき送付のあった計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）に対して、関係自治体や地域住民等からの意見及び島根県環境影響評価技術審査会の答申を踏まえ、環境保全上の見地からの意見を以下のとおり述べる。

(総括的事項)

- 1 事業の実施にあたっては必要に応じて専門家等の助言を得ながら、調査地域の適切な設定と科学的根拠に基づく最新かつ正確な情報を用いた調査を行い、得られた結果の適切な予測及び評価の実施並びに環境保全措置の検討を行うことで、環境への負荷を最大限に回避・低減すること。環境影響を回避又は十分な低減が出来ない場合には、事業実施想定区域の再検討を行うなど事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

なお、環境保全措置の検討にあたっては、環境への影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を前提に検討することがないようにすること。

また、事業計画の策定にあたっては、地域住民等の懸念事項を十分に把握し、環境に悪影響を与えないよう適切な計画となるよう努めること。

- 2 本配慮書においては、計画の熟度を理由に工事の実施による環境影響の評価が行われていない。一方で、事業実施想定区域及びその周辺には自然環境上重要な地域等が存在しており、工事の実施による重大な環境影響が生じるおそれがある。

特に、事業実施想定区域周辺には湿原が分布しており、湿原を直接改変しない場合でも風力発電設備等の設置工事に起因する地下水脈の変化、流入水量及び水質の変化等による影響が懸念されることから、計画の策定にあたっては当該影響を十分に考慮のうえ対応すること。

また、国定公園内における事業は、極力回避することとし、やむを得ず土地改変が必要となる場合においても、改変面積を最小限にするなど、十分に検討すること。

- 3 事業実施想定区域及びその周辺には既設の風力発電所が稼働しており、現

在、環境影響評価手続き中の風力発電所も計画されていることから、調査、予測及び評価にあたってはその時点で入手しうる最新の情報を活用するとともに、累積的な影響について検討すること。

また、既設風力発電事業で得られた情報を活用することで、より一層精度、信頼度の高い調査、予測及び評価を行うこと。

- 4 事業実施区域の設定及び風力発電設備の配置等の検討にあたっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、適切に反映させるとともに、検討経緯を明確にし、その内容を方法書以降の環境影響評価図書に記載すること。

なお、方法書の作成にあたっては、風力発電設備の配置等を具体的に示した上で、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言も得つつ、環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法を取りまとめることが重要であることに留意すること。

- 5 法に基づく配慮書等の環境影響評価図書のインターネットによる公表にあたっては、広く環境の保全の見地からの意見を求められるよう、法に基づく縦覧期間終了後も継続して縦覧可能とするなど、利便性の向上に努めること。

また、今後の手続にあたっては、地域住民等への積極的な情報提供や説明などを行い、相互理解の促進に努めること。

#### (個別的事項)

- 1 騒音及び超低周波音

風力発電設備の配置等の検討にあたっては、事業実施想定区域周辺の住居等への影響について、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成29年5月26日環境省)やその他の最新の科学的知見及び同型機の先行事例の知見を反映し、影響を回避・低減すること。

また、調査、予測及び評価にあたっては、地形による影響、既設及び計画中の風力発電所による累積的な影響を考慮した上で、適切に実施すること。

- 2 風車の影

風車の影(シャドーフリッカー)による事業実施想定区域周辺の住居等への環境影響が生じるおそれがあることから、適切な方法により調査、予測及び評価を行った上で、風力発電設備の配置等を検討すること。

なお、風車の影による影響は、影がかかる時間の長短にかかわらず影響を及ぼすおそれがあるため、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、影響

が回避又は十分な低減が行われるよう検討すること。

### 3 水環境

事業実施想定区域の周辺河川については上水道、簡易水道、農業用水等の利水やアユ漁などの内水面漁業が行われており、水質日本一になったことがある一級河川高津川の支流も位置している。工事中及び供用後に発生する土砂や濁水による周辺地域の水環境への影響及び変化が予想されることから、必要な調査、予測及び評価を行い、地下水を含む利水及び水環境への影響を回避・低減するよう適切な環境保全措置を検討すること。

なお、濁水による影響を評価するにあたっては、近年増加している集中豪雨の傾向も想定し検討を行うこと。

### 4 地形及び地質

- (1) 事業実施想定区域は土壌の掘削や改良時に自然由来の重金属類等（ヒ素等）が比較的検出されやすい地域となっていることから、地質について調査を行い、工事に伴い発生する土砂等に起因する環境影響が生じないように配慮すること。
- (2) 既に稼働している弥畝山の風力発電設備等の設置工事時には砂泥等が流出した経緯があった。今後の工事計画の策定にあたっては、当該地域の地形及び地質を十分に把握するとともに、近年増加している集中豪雨の傾向も想定し、地すべり対策等自然災害への対策についても留意すること。

### 5 動物・植物・生態系

- (1) 事業実施想定区域周辺には、一級河川高津川水系佛谷川や二級河川の周布川及び三隅川などが分布し、特別天然記念物オオサンショウウオや絶滅危惧種であるゴギを始め、多種の希少な水生生物等が生息・生育していることに加え、周布川水系、三隅川水系及び高津川水系の本流及び支流には第五種共同漁業権が設定されている。また、陸域にはしまねレッドデータブック掲載種や天然記念物のヤマネが生息・生育している可能性がある。

事業実施にあたっては、専門家等の意見を踏まえつつ、適切な調査、予測及び評価を行い、重要な動植物種への影響を回避・低減するよう保全対策について十分かつ慎重な検討を行うこと。

なお、検討に当たっては改変による直接的な影響だけでなく、水質の変化等による間接的な影響も考慮すること。

- (2) 事業実施想定区域周辺ではクマタカなどの希少な鳥獣等の生息が確認されている。鳥獣等への影響については、専門家等からの助言を得ながら、渡

りを含む移動経路や生息状況等に関する詳細な調査及び予測を行い、バードストライク及び生息環境の変化に伴う影響について適切に評価すること。

また、評価にあたっては、既設及び計画中の風力発電所による累積的な影響についても検討を行うこと。

- (3) 工事の実施及び施設の稼働に伴う動物の生息域の変化に与える影響について、事業実施想定区域及びその周辺も含め、動物の生息数及び行動範囲に係わる調査等を実施したうえで適切な予測、評価を行うこと。

なお、里山への獣害に係るクマ、シカ及びイノシシなどへの影響についても検討を行うこと。

- (4) 事業実施想定区域に存在するブナ林については、多様な種を維持する生態系の形成において重要な役割を果たしている。風力発電設備の設置において、管理道、作業ヤードなど広範囲の森林伐採が想定されるため、事業計画の策定にあたっては、調査、予測及び評価を適切に行い、影響の回避・低減が図られるよう十分な検討を行うこと。

- (5) 事業実施想定区域及びその周辺の河川、池沼及び湿地等を主な生息・生育環境とする種について、土地改変による影響だけではなく、掘削等による地下水脈の変化、流入水量及び水質の変化等により環境への影響が生じるおそれがあることから、適切な調査、予測及び評価を行い、影響を回避・低減するよう環境保全措置を検討すること。

## 6 景観

事業実施想定区域周辺には、雲月山、道の駅サンエイト美都等をはじめとする主要な眺望点及び景観資源が多数存在している。風力発電設備については標高が高い位置に建設されるため、影響を及ぼす範囲も広範囲となり、主要な眺望点へ与える影響も大きいと考えられる。景観について適切な調査、予測及び評価を行うとともに、専門家や地域住民の意見も踏まえつつ、風力発電設備の配置や色彩等について検討すること。

また、眺望点の選定にあたっては、必要に応じ地域住民や利用者及び自治体等の意見を聴くなどし、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所等についても選定の対象として検討すること。

なお、検討結果を地域住民等に説明する際には、フォトモンタージュや動画を活用するなど、夜間における航空障害灯の見え方も含め、分かりやすい説明となるよう配慮すること。

## 7 人と自然との触れ合いの活動の場

風力発電設備の配置等の検討にあたっては、人と自然との触れ合いの活動

の場の利用状況や利用環境に関する適切な調査、予測及び評価を行い、専門家等の助言に加え、地域住民やハイキング等での利用者及び自治体等の意見を聴き、これらの結果を踏まえて、事業実施による影響を回避・低減すること。

また、自然歩道や登山道等も人と自然との触れ合いの活動の場として選定し、検討を行うこと。

## 8 廃棄物等

工事により発生する土砂及び伐採木材等の発生量について、可能な限り早期段階において、工事内容に基づく算出もしくは類似事例等から予測するとともに、処理計画について事業実施想定区域及びその周辺への影響を回避・低減するよう慎重に検討すること。

## 9 その他

風車の反射光による影響も考慮し、機種及び塗装等の検討を行うこと。